

# ～ 東京都における障害福祉サービス継続支援事業の流れ ～

この補助事業を活用する際の手順は、概ね以下のとおりです。



## 該当する施設・事業所

- ・感染者等が発生
- ・自費で検査を実施した入所施設・GH
- ・居宅訪問した通所施設等
- ・感染者が発生、休業施設等の利用者受入れ、応援職員派遣



東京都

**締切：8月24日（必着）**  
※該当する施設・事業所が、対象経費を申請

1 交付申請

2 交付決定

3 実績報告

4 補助金を交付

令和5年12月～令和6年1月頃交付予定

※都への資料提出が遅れると、それだけ補助交付も遅れます。期限どおりの提出に御協力をお願い致します。

※**実績報告額＝補助交付額は、交付決定額を上回ることができません。** 交付申請の際は、見込まれる経費を最大限見積もって計上してください。